第8　監　査　報　告

監　査　報　告　書

私たち監事は、令和７年４月１日から令和８年３月31日までの第78事業年度の経営管理委員及び理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

監事は、本会の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、経営管理委員、理事及び内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　経営管理委員会、理事会その他重要な会議に出席し、経営管理委員、理事及びその他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本所及び各病院・施設において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する理事会決議の内容について、理事会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③　会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度にかかる事業報告及び附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び損失処理案）及びその附属明細書について検討いたしました。

２　監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会の状況を正しく示しているものと認めます。

②　経営管理委員及び理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

（３）損失金処理案は、法令及び定款に適合しているものと認めます。

令和８年５月22日

福島県厚生農業協同組合連合会

代表監事　三津間一八

常任監事（常勤）　佐久間雅樹